

## 生涯スポーツ委員会規程

## 第 1 章 総 則

第 1 条 この規程は、公益財団法人神奈川県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第 39 条の規定に基づき設置する、生涯スポーツ委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 章 所 管 事 項

第 2 条 この委員会は、次の事項に関し、本会理事会の承認を得てこれを処理する。

- (1) 生涯スポーツの普及・振興を目的としたスポーツ教室等の開催に関すること。
- (2) スポーツ指導者の養成・研修・登録等に関すること。
- (3) スポーツクラブ育成等に関すること。
- (4) その他スポーツの普及・振興に関すること。

## 第 3 章 委 員

第 3 条 この委員会は、次の委員をもって構成する。

- |                            |       |
|----------------------------|-------|
| (1) 本会理事                   | 若干名   |
| (2) 本会加盟地域団体               | 10名以内 |
| (3) 本会加盟競技団体               | 3名以内  |
| (4) 本会加盟学校体育団体             | 3名以内  |
| (5) 神奈川県スポーツ指導者連絡協議会       | 若干名   |
| (6) 本会会長が理事会にはかって指名する学識経験者 | 若干名   |

## 第 4 章 役 員

第 4 条 この委員会に次の役員をおく。

- (1) 委員長 1 名
- (2) 副委員長 2名以内

第 5 条 委員長は本会理事会において理事中より選出し、会長が委嘱する。

2 副委員長は委員長が委員会にはかって選出し、会長が委嘱する。

第6条 委員長は委員会を代表し、委員会の会務を掌理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 副委員長が2名以上の場合における職務代行は、あらかじめ委員長が指名する副委員長がこれを行う。

## 第5章 任 期

第7条 役員の任期は、定款第30条に定める任期と同様とする。但し、再任を妨げない。

## 第6章 委 員 会

第8条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

第9条 委員会は、委員総数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、同一事項について再度招集したときはこの限りでない。

第10条 委員が委員会に出席できないときは、他の委員に議決権を委任することができる。この場合は、委員は出席したものとみなす。

第11条 委員会の議決は、出席委員の過半数で決定する。

2 可否同数のときは議長がこれを決定する。

第12条 緊急を要するため、委員会に付議することが困難なときは、委員長がこれを決定することができる。

2 前項の場合には、次回の委員会に報告して承認を得なければならない。

## 第7章 小委員会

第13条 小委員会は、委員長が必要に応じ委員会にはかって組織し、委員は委員長が委嘱する。

第14条 小委員会は、特命の事項について検討し、委員会に報告するものとする。

第15条 小委員会の細則は、委員会の議を経て別に定める。

#### 第8章 神奈川県スポーツ指導者連絡協議会

第16条 この委員会に、神奈川県スポーツ指導者連絡協議会を置く。

2 神奈川県スポーツ指導者連絡協議会の細則は、委員会の議を経て別に定める。

#### 第9章 神奈川県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会

第17条 この委員会に、神奈川県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会を置く。

2 神奈川県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会の細則は、委員会の議を経て別に定める。

#### 第10章 規程の変更

第18条 この規程は本委員会において、委員総数の3分の2以上の同意を得たのち、本会理事会の承認を受けて変更することができる。

##### 附 則

この規程は昭和47年4月1日から施行する。

##### 附 則

この規程は平成8年5月25日から施行する。

##### 附 則

この規程は平成14年4月1日から施行する。

##### 附 則

この規程は平成19年8月28日から施行する。

##### 附 則

この規程は、公益財団法人神奈川県体育協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

##### 附 則

この規程は令和4年4月1日から施行する。